

産前産後期間における国民健康保険税の減免について

1. 経緯

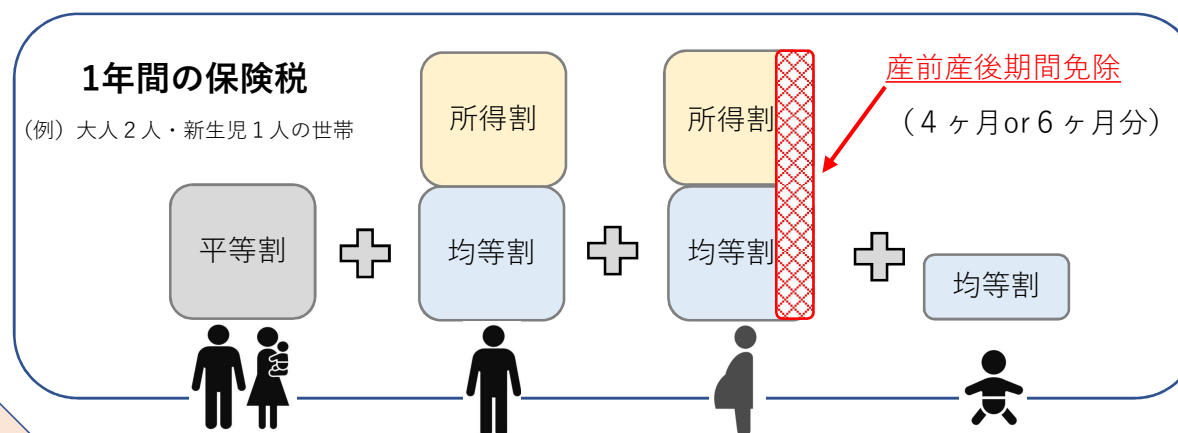
子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）、それに伴う関係政令の整備に関する政省令が交付され、出産する被保険者に係る産前産後期間の保険税（所得割及び均等割）を免除するための法改正が令和5年5月に行われた。（令和6年1月1日から施行）

2. 本市の対応

改正後の国民健康保険法において、産前産後被保険者に係る保険税の減額賦課については、「条例で定めるところにより行う」とされていることから、本市においても善通寺市国民健康保険税条例を一部改正し（令和5年12月議会に提出）、産前産後被保険者に係る保険税の減額賦課を導入することとする。

3. 条例改正の概要

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（単胎妊娠：4ヶ月間/多胎妊娠：6ヶ月間）の国保税（所得割及び均等割）を免除する規定を追加する。（令和5年度は、令和6年1月～3月分が免除対象。）



4. 財政負担割合

国 1 / 2 県 1 / 4 善通寺市 1 / 4